

衆議院第六回回国院会石炭対策特別委員会議録第九号

昭和三十九年三月十九日(木曜日)

午前十時三十八分開議  
出席委員  
（九州鏡吉復旧  
事業団理事長）  
（鉱害賠償基金  
理事長）  
天日 光一君

委員長 中村寅太君  
理事有田 喜一君 理事上林山榮吉君  
理事中川 俊思君 理事多賀谷眞穂君  
理事滝井 義高君

木村 守江君	周東 英雄君	本日の会議に付した案件
壽原 正一君	田中 六助君	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の二
野見山 清造君	三原 朝雄君	部を改正する法律案（内閣提出第七
井手 以誠君	松井 政吉君	一号）
八木 昇君	伊藤卯四郎君	

## 本日の会議に付した案件

○中村委員長 これより会議を開きます。  
大蔵政務次官 顥顥彌三君  
厚生政務次官 砂原格君  
環境衛生局長 厚生技官  
農林事務官 舘林宣夫君  
(農地局長) 丹羽雅次郎君  
通商産業政務次官 田中榮一君  
通商産業事務官 新井眞一君  
(石炭局長) 通商産業事務官 川原英之君  
(鉱山保安局長)  
それで質疑の通告があります。  
本日も本案審査のため、参考人として九州鉱害復旧事業団理事長、鉱害賠償基金理事長天日光一君及び石炭鉱業合理化事業団理事佐藤京三君が御出席になつております。

○中村委員長 これより会議を開きま  
す。  
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一  
部を改正する法律案を議題として、前  
会に引き続き質疑を行ないます。  
本日も本案審査のため、参考人とし  
て九州鉱害復旧事業団理事長、鉱害賠  
償基金理事長天日光一君及び石炭鉱業  
合理化事業団理事佐藤京三君が御出席  
になつております。

委員外の出席者

スネで、質疑の通告があつたので、これを許します。井手以誠君。

(主計官) 舶役正通看

○井手委員 私は先日の委員会で鋸害水道の補助率についてお伺いしました

主計官

が、なかなか納得できる答弁が得られませんでしたので、大臣の出席を求め

道課長) 乃  
力督 文獻表

ておきましたが、本日の都合は委員長、  
どうなつておなり三十日通三二三、食

長(石炭局鉱害課)佐成重範君

どうなっておりますか、通産大臣 厚生大臣、それから大蔵省は大臣は参議

通商產業部監督官  
鞍山保安局石佐伯博藏君

院の予算委員会ですから政務次官でも  
よろしくうござります。

炭課長

○中委員長 通産大臣は十一時半か

ら十二時ころまでの間には、こっちへ  
こられるということをございます。厚  
生大臣はまだ話がつきかねております  
ので、いま相談中であります。要求し  
ております。  
ちょっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○田中(榮)政府委員 賠償につきましては、井手委員御承知のとおりに、原則といたしましては、賠償義務者が当然負担すべき筋合いでござりまするが、賠償義務者がいかつたり、あるいは無資力になりましたために、やむを得ずその賠償義務者の負担率を国と地元の地方公共団体等におきまして分担をいたしまして、現在復旧に努力しております。こういうたてまえで進んでいたわけでございまして、さようなわけで、国といたしましては現在八三%、県におきましては一七%，こういう比率になつておるわけでございます。

○井手委員 田中さん、そんなこと聞いてるのじゃないですよ。そんなことはもうわかり切ったことですよ。それは石炭政策以前の答弁です。国の政策によつて、閉山が相次いで行なわれる。鉱害をすみやかに復旧しなくちゃならぬ。その鉱害の原因は國にあるわけですから、國が採掘を認可したのですから、地方公共団体にその責任はないはずです。國の政策によつてこうなつた以上は、國がもつと負担率を持つべきではないかというわけです。課長の答弁のようなことを言わないでください。なぜこれが引き上げられないのかと聞いているのです。その努力をなさつたかと承つておるのであります。

○新井政府委員 農地の復旧について、都道府県の負担は根拠がないじやないか、それに対してもう少し引き上げたらどうか、こういう御意見ですが、

十分御承知だと思いますが、石炭のこうなつたゆえんのものと申しますのも、御承知のようにエネルギー革命という問題で、単なる経済情勢の変化と申しますよりも、非常に大きな改革に際しておりますので、根本的にひとつ石炭鉱業は直さなくてはならぬということから、能率のいい炭坑に集約をしていこうというのが、いまさら申し上げるまでもない石炭の基本政策でございますので、国が買い上げはいたしましたけれども、國がつぶしたから國で何とかしろ、こう言われるのは、いささか問題があるのじやなかろうかと思いまます。

なお農地の問題等は、これは何といいましても國の問題でもござりますし、また当該府県の問題でもあらうかと思いますので、その間の考え方等からいたしまして、やはり一部府県のはうでも御負担をいただきたいというところで、國が約五四%、これは先生よく御承知のとおりであります。それに対しまして、通常の場合は一%を御負担いただいておるわけであります。なお先ほど政務次官のお話にもありますように、無資力の場合には賠償義務者の分を両方で分担する、こういう考え方でやつておるのであります。なお、この負担割合で妥当かどうかといつ点につきましては、いろいろ問題もあるうかと思いますが、私ども一応この程度が相応ではなかろうかと考えておる次第でござります。

第三類第三號

はおもしろくないのです。田中さん、この問題は鉱害水道の問題とともに、非常に重要な点です。地方公共団体といふのは、石炭採掘には全然関与されていないのです。農民はその点については全然発言権はないのです。全然知らないままに、知らされないままに祖先伝来の美田が荒廃する、その復旧をなぜ地元が持たねばならぬのか。これはもうわかりきった理屈です。ただ国の負担率が八〇%がほんとうか、九〇%がほんとうかについては、いろいろ意見はあるでしょう。しかし石炭政策が強行された結果、国のエネルギー革命の政策によってこういう事態になつた以上は、從来の国の負担率をさらに引き上げなくてはならぬことは理の当然であろうと思うのです。農地について県がどこに責任がありますか。地元市町村や農家にどれだけ責任がありますか、改良工事じやございませんよ。原形復旧ですよ。もとの姿に返すということは、國なり炭鉱がすべきでしょ。炭鉱がないなら、國が持つべきでしょう。なぜ負担分任の考え方が必要でございますか。なぜ地元が持たねばならぬ義理がありますか。住民税の負担分任とは違うのです。これは一昨年の秋の石炭国会以来、何回となくこの委員会で要望された問題です。努力するけれどもお力が足らぬで御要望に沿い得ませんというなら、私どもそういふまでも文句を言いません。

○田中(衆) 政府委員

お答えいたしました。いま局長から申し上げましたごとく、能率の悪い炭鉱を買いつぶすといふのは、これは國の政策として推進いたしておるのでござります。ただ買いつぶすという政策を國が推進をいた

しておるというそのこと自体において、直ちにその鉱害によるところすべての費用を國が全額持つのが正しいとおもふるに、どうかということにつきましては、いろいろな意味におきまして、公共的立場から地元保全の立場、あらゆる立場から地御負担を願つておるような状態であります。さような例から申しまして、それだからといって、直ちに鉱害復旧に對しまして地元の公共団体が一部を負担すべきであるということは言えないとおもふませんが、從来の慣例から申しましても、さようなことになつておこりますように、農地の問題とか、あるいは上水道の問題とか、あるいは学校の問題とか、いろいろの問題につきましてこやつかをおかけ申し上げておるわけでござります。やはり出でまつきましたので、いまの井手委員のお話につきましては、政府側としましては、だきたいと考えておるわけでござります。

○井手委員 この問題で言いたいことはたくさんございますが、政務次官も最初からそおおっしゃれば、私もいつも負担させなくちやならぬ、全國国庫負担は無理だとおっしゃるならば、この石炭鉱業についても地方公共団体が若

はそういう面を、先生の御意見のように、求められればやはり知らせるべきも相談にあづからないから、起つて、あらかじめ知らせておくといふ程度のことは、法制上も必要じゃないですか。どうお思いになりますか。

○新井政府委員 現在石炭の政策を国のはうで詰めておるわけでございますが、それに伴いまして、いまおっしゃいましたように、農地の問題とか、あるいは学校の問題とか、いろいろの問題につきましてこやつかをおかけ申し上げておるわけでござります。やはり出でまして、それぞれの分担というのがあるわけでございます。石炭政策としては國でやつております。また、その際に地方公共団体とは相談もしておりますが、状況によつては事前に相談する場合もござりますけれども、筋としてやつておるわけでござります。そのとおりに出てきた現象によりまして、住民の生活に密接に関係のあるもの、これには、國の政策でござりますので、國でやつておるわけでござります。そのとおりに出てきた現象によりまして、住民の生活に密接に関係のあるもの、これには、國の政策でござりますので、國でやつておるわけでござります。そのとおりに出てきた現象によりまして、住民の生活に密接に関係のあるもの、これには、國の政策でござりますので、國でやつておるわけでござります。そのと

は言ひます。学校の問題はどうなる、農地の問題はどうなる、あるいは水の問題はどうなる、こういう關係になるわけであります。その間やはり農地等の問題は、私農林省の行政に詳しく述べました場合には、五割、重大な天災、災害がありましたが、その間やはり最も関心のある地主はございませんが、承るところによりますと、通常の場合農地関係のいろいろな補助は五割、重大な天災、災害がありました場合には一〇〇%というよう

うに、経営上の問題もございます。かと思ひます。國の政策について府県は、実際の鉱業権者の同意を得るのが何も相談にあづからないから、起つて、あらかじめ知らせておくといふことはいかがかと思うわけであります。

○新井政府委員 石炭で、下を掘りまして上に各般の鉱害を起こすわけですが、最初に掘るときに施設案、どのように、最初に掘るときに施設案、どういう計画でどこを掘るかということについては、やはり最も関心のある地主方公共団体に知らすべきだ、こういう御意見であります。私もその面につきましては、考へ方としては同感でござりますと、特に最近の情勢等現地を見つめますと、やはりあらかじめ知らなければいけだと思いますが、ただ御承知のよ

うに、経営上の問題もございます。かと思ひます。國の政策について府県は、実際の鉱業権者の同意を得るのが何も相談にあづからないから、起つて、あらかじめ知らせておくといふことはいかがかと思うわけであります。

○佐成説明員 施設案を府県とかあるいは地上の権益者に説明するが、見せ

るかといふ問題をただいま御質問であります。が、現行の鉱業法におきましては、その点については明定しておりま

せん。明定しておりませんが、解釈上あります。が、現行の鉱業法におきましては、その点については明定しております。ただいま御質問であります。が、現行の鉱業法におきましては、その点については明定しております。ただいま御質問であります。

○井手委員 その条文を見せてください。

○新井政府委員 解釈上です。

○佐成説明員 施設案を府県とかあるいは地上の権益者に説明するが、見せ

るかといふ問題をただいま御質問であります。が、現行の鉱業法におきましては、その点については明定しております。ただいま御質問であります。

○井手委員 その条文を見せてください。

○新井政府委員 お答えいたします。

○佐成説明員 施設案を府県とかあるいは地上の権益者に説明するが、見せ

説明に応じなかつたという場合には、地上の権益者は直接通商産業局長に対して、施業の実施の状況につきまして、規定を置いてあります。そういうことによりまして、地上権益者の事前の鉛害の防止、抑制ということをはかつてまいるということになつております。

○井手委員 それがいままで解釈と運用によって行なわれてきた、私のもそう思うのです。しかし、それほど極秘にしなくてはならぬ施業案であるのかと私は疑いたくなるのです。炭鉱の經營といつても、これほど甚大な鉱害を受ける石炭の採掘——採炭そのものをわれわれはどうこう申しません。石炭採掘も非常に必要であると私どもは考えて、今日までいろいろ相談してまいりました。けれども、それによつて生ずる鉱害については、被害を受けるであろう者に對してあらかじめ知らせておくということは、これは当然必要であると思うのです。國が石炭政策を取り上げるなら、当然のことだと思うのです。地元から相談をする、炭鉱が断わる、その場合には通商産業局長に申請することができるという、そういうものじゃなくて、施業案を認可する場合には市町村で説明会を開くくらいの対策を持つてしかるべきであると私は思います。鉱業法の改正を待つ必要もございません。市町村役場において関係者に説明をする。そういう態度をひとつこの際明らかにしていただきたいと思います。これは責任者から一政務次官せつから見えておりますから、ちょっと相談してきめていただきたいと思うのです。

○田中(榮)政府委員 井手委員の御説はまことにごもっともな点であるかと考えております。実際鉱害を受ける被害者の立場からいたしますと、非常に重大なる影響を受けるわけでありまするので、重大なる関心をお持ちになることは当然のことと考えております。政府としては、従来いろいろな方法で法の解釈の上から、事実上連絡等もやっておったのでござりまするが、事こまかに一々、必然的な義務としてこれを今後やつっていくことは、いろいろまた問題もございましょうから、できるだけひとつ鉱害の及ぶような関係者、市町村に対しましては十分に緊密なる連絡を保持いたしまして、将来こうしたことのないよう未然に防止するような万全の対策を講ずるよう、ひとつ努力していきたいと考えております。

○井手委員 この施業案の鉱害の問題は、実は本日結論を得たいと思いまし  
たが、せつかく鉱業法改正の機会がござ  
いますから、その際にははつきりし  
たいと思います。何かきっかけがなく  
ては、あなたのほうも通達もしくい  
でしよう。私はよく心得ております。  
その機会に結論を得たいと思っており  
ます。ただし、最後には鉱害復旧の負  
担を市町村、地方公共団体に持たせる  
というものであるならば、そういう趣  
旨でひとつ当局も行政措置を進めてい  
ただきたいことを要望しております。  
その次に、從来鉱害問題についてな  
かなか認定が出てまいりません。私は  
いま三十数件、佐賀県内で被害者から  
相談を受けております。長いになります  
と、七年も八年も解決を見ないの  
です。鉱害認定が出てこないのです。  
場合によると大学の先生にどうすると  
か、なかなか結論が得られない。ある  
いは地すべりと競合しておるとか、い  
ろんなことがいわれる。そこで私は、  
こういうことはできないのかとお伺い  
してみたいのです。ある一定期間、三  
年なら三年を区切ってなお結論が出な  
い場合は、国がかわって損害補償をす  
る、たとえば減収補償をする、ある期  
限を切つて被害者にそれ以上の迷惑を  
かけないような措置ができるのかと  
いうことです。七年も八年もかかって  
もまだ認定が出てまいらないのがたく  
さんあります。その点はいかがでござ  
いましょうか。

を先生よく御承知かと思ひますけれども、賠償義務者のほうで、これだけが払うべきものだらう、いや、そうじやない、こいつも見てもらはんだ、こういうことですかとさきからず延びておるのが実態でござります。その場合に、期限を切つてもうそれで打ち切り、そうしてそのあとは国がやつちやう、こういうことはどうかという御意見でございますが、なるべく早く期限を切つて、その切るときに、もうこういう裁決で、そのとおりに第三者は考へるのだから、両方ともそれでいいなさい、こういう行き方ならいいと思うのでござりますけれども、あとは國で見てやるというような言い方の切り方をいたしますと、最後はあれはやつてくれるんだからということで、その間両者の話し合いも——まあそういうことはないと思ひますけれども、悪い意味でのおつりが国に参りますので、そういうことでなくて、しかも両者利害関係対立しておるところでござりますから、もう少しごしひとした形で期限を早めてやつっていくということについては、何か考へなければならぬかと思ふのでありますと、現状におきまして、仮弁済計画というものである程度復旧事業団としてはやり方はないことはないわけでありますので、なるべくなれば話し合いでよつて円満にやつていこうということから、非常な弊害の出るほど長くなつておりますが、その点は少し検討をいたしまして、もつとびしひしやるところはやつしていくと考へます。

合に——從来でございますと、これも先づよく御承知でござりますが、第三者の判定をいたしましてもそれは拘束力がございません。そういう面について、先般の参考人の陳述にもございましたように、ある程度権限を持って、これでいく、もう文句言わぬ、そういう形に鉱業法の改正を考えておりますが、現状におきましても何かその辺はひとつ運用面でくふうをいたしたいと考えております。

うのが現在の考え方でございまして、そういう意味で何とぞひとつ今国会で御審議をいただいて御了承をいただきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○井手委員 私は、鉱害の申し出があつてから二年程度には解決をすると、いう、強い方針をとつてもらえぬかと思つております。その点の強い行政措置をとるお考えがあるかどうかです。

○新井政府委員 鉱害認定を済まして、なおかつ工事もござりますから、鉱害認定は少なくとも先生のおっしゃつたように二年くらいにこれをやらなければならぬというよう考へます。極力ひとつ一生懸命努力いたしたい、かように考へます。

○井手委員 閉山によつて鉱害復旧をしなくちやなりません場合に、一体その鉱害復旧の責任者はだれか。中心になつて、あの炭鉱の鉱害はこうしてやろうといふうに、積極的に基本計画を立て、予算獲得や推進をやられる機関はどこなのか、それをひとつ明確にしておいてもらいたいと思います。

○新井政府委員 ちょっといま御質疑の要点を聞き漏らしましたので……。

○井手委員 それじや重ねて申し上げますが、閉山に伴う鉱害復旧は、どこが責任者なのか。自分が中心になつて、ここのは何ヵ年計画で、どこが事業主体になつてやるという、その中心になつて世話をやるところはどうか。実は私もいろんな体験から困つておるのです。大体見当はついておるけれども、なかなかわしいことに進んで指導的な立場に立とうといふ機関が正確でなかつたように思いますのでお伺いしておるわけであります。

○新井政府委員 この法律的な責任あるいは仕事の上での所管の範囲——責任という先生のお話の中にはいろいろな意味もあるうかと思ひますけれども、閉山をした場合、おそらく無資力の場合はおつしやつたと思ひますが、その方にやっぱり法律的な責任はあると思います。しかしそれではやれないので、國のほうからいろいろな助成、援助の政策を持ち込みまして、基本計画をつくつてやりなさいというのが、復旧事業団の仕事でございます。これが、復旧事業団としては、そしたらがつて復旧事業団としまして起つてまいりました鉱害につきまして、それを一定の計画で復旧をする仕事についての処理機関でございますから、そういう意味ではその仕事は復旧事業団がやる、こうしたことにならうと思います。それから地方公共団体、國なんかはやはりその面でいろいろ、先ほどの補助の問題がありますから、その分野で助成しておるわけですが

さいます。

一体そういうときにだれが中心になつて全部背負い込んでやるのだ、こちおつしやいましたので、ちょっととあれどございますけれども、やはりそういう意味におきましては、加害者である石炭業者といふうになると思います。しかしそれは無資力だから、復旧事業団が復旧の計画を立て、一切の復旧の仕事を處理する。その処理をする機関が復旧事業団であるということを心になつて世話をやるところはどこか。実は私もいろんな体験から困つておるのです。大体見当はついておるけれども、なかなかわしいことに進んで指導的な立場に立とうといふ機関が正確でなかつたように思いますのでお伺いしておるわけであります。

○井手委員 第一次の責任者はだれな

るいは仕事の上での所管の範囲——責任という先生のお話の中にはいろいろな意味もあるうかと思ひますけれども、閉山をした場合、おそらく無資力の場合はおつしやつたと思ひますが、その方にやっぱり法律的な責任はあると思います。しかしそれではやれないので、國のほうは何もそういう責任はないとか、おおよくなかもえをなさつておられる場合があります。きよは上品に申し上げておきますが、その点をはつきりしてもらわぬと困る。有資力の場合はそれが責任を持つか、無資力の場合はそれが責任を持つか、その点をはつきりしておきます。それからはつくりしてください。

○佐成説明員 鉱害の処理の態様といふのは、復旧によって処理する態様、あるいは金銭賠償によって処理する態様と一つございますが、いま先生のおつしやる御趣旨に沿いまして、復旧に限定してお答えいたします。

鉱害の復旧によりまして鉱害賠償を処理するという場合には、これは有資力とか無資力とかいうことを問いませんで、すべて計画的、総合的に復旧しなければなりませんから、そういうふうな計画的、総合的な復旧基本計画を樹立するという職責を鉱害復旧事業団が負つておるわけであります。その場合に國の補助がありますけれども、それが有資力の場合でありますれば、当然鉱業者は公用負担たる性格を持つところの納付金を納むべき義務がある。そのように公用負担たる納付金を納め

る場合は、本來申しますれば、無資力な場合をあつしやつたと思ひますが、その場合をおつしやつたと思ひます。しかし復旧事業団と通産局の間には緊密な連絡はあると思いますけれども、おれのほうが責任者だというわけにも復旧事業団などおつしやる。しかし復旧事業団と通産局の間には緊密な連絡はあるとは思ひますけれども、おれのほうがやはり山が無資力でありますても、それも、閉山をした場合、おそらく無資力になりますれば有資力、無資力を問わず、その方にやっぱり法律的な責任はあります。しかしそれではやれないので、國のほうからいろいろな助成、援助の政策を持ち込みまして、基本計画をつくつてやりなさいというのが、復旧事業団としては、そしたらがつて復旧事業団としまして起つてまいりました鉱害につきまして、それを一定の計画で復旧をする仕事についての処理機関でございますから、そういう意味ではその仕事は復旧事業団がやる、こうしたことにならうと思います。それから地方公共団体、國なんかはやはりその面でいろいろ、先ほどの補助の問題がありますから、その分野で助成しておるわけですが

さいます。

一体そういうときにだれが中心になつて全部背負い込んでやるのだ、こちおつしやいましたので、ちょっととあれどございますけれども、やはりそういう意味におきましては、加害者である石炭業者といふうになると思います。しかしそれは無資力だから、復旧事業団が復旧の計画を立て、一切の復旧の仕事を處理する。その処理をする機関が復旧事業団であるということを心になつて世話をやるところはどこか。実は私もいろんな体験から困つておるのです。大体見当はついておるけれども、なかなかわしいことに進んで指導的な立場に立とうといふ機関が正確でなかつたように思いますのでお伺いしておるわけであります。

○井手委員 第一次の責任者はだれなります。ただその場合に、実施の段階におきまして、基本計画が立ちますと、実施計画をもつて実施するわけでありますけれども、被害者の意向を全く無視して復旧するということであつてはいけないから、被害者の同意といふものも取りつけながら実施をしていくことがあります。ただその場合に、基本計画を樹立せしめ、それを通産大臣が任命し、復旧事業団をして織体系におきまして、各地に通商産業局が置かれておりまして、この通商産業局が鉱害の処理につきましてはあつしらしながら、また一方、通産省の組織といふのは、復旧によって処理する態様、あるいは金銭賠償によって処理する態様と一つございますが、いま先生の御趣旨に沿いまして、復旧に限定してお答えいたしました。

○佐成説明員 これは現行の法律におきまして、國が進んでやるべき筋合いのものであります。國が國土の保全、有効利用の観点から、鉱害は金銭賠償というふうなことだけではなくて、國の予算を使ひ——鉱業権者からも負担金は取るけれども、國がその政策として國土の有効利用をはかるという点から行なうであります。ただ、國がそれをもつて復旧するというのではなくて、國がそれを用いて和解、仲介というようなことをもちろんやるわけであります。ただし、國がそれを用いて和解、仲介というようなことをもちろんやるわけではありませんから、鉱害の処理のあつせんの一つの形態といたしまして、通商産業局長に対しまして、復旧事業団が復旧の基本計画をもつて実施するわけでありますけれども、被害者の意向を全く無視して復旧するということであつてはいけないから、被害者の同意といふものも取りつけながら実施をしていくことがあります。ただその場合に、基本計画が立ちますと、実施計画をもつて実施するわけでありますけれども、被害者の意向を全く無視して復旧するということであつてはいけないから、被害者の同意といふものも取りつけながら実施をしていくことがあります。ただその場合に、基本計画を樹立せしめ、それを通産大臣が任命し、復旧事業団をして

貫した話をしておるはずでござ



書復旧法をどらんになりますように、各省大臣が認可する権限は通商産業大臣にありますから、そういうふうな仕組みで通商産業大臣がいろいろな職責を持つております。

○田中(榮)政府委員 ちょっと私から一言お答え申し上げます。

ただいまの井手委員のお話は、閉山炭鉱のこととござります。たてまえから申し上げますと、たてまえといたらましては、さつき局長が申しましており、有資力炭鉱、無資力炭鉱合わせまして、法律的のこれの復旧義務は、私はこれはあくまで賠償の義務者が第一の責任者であろうと思うのでございります。そこで無資力炭鉱になりますと、実際問題としましても、賠償義務者がいない場合もございますし、またできない場合もございますから、国土保全のたてまえから鉱害復旧をどこの省で所管するかということになると、この鉱害復旧の所管事務は通産大臣が所管をいたすことになっております。したがつて、鉱害復旧に関する一般的な事務は通産大臣の権限、職責でございます。いまの井手委員のお話は、その全体の責任というよりも、むしろ現場における復旧の事務といいますか、復旧作業はだれが中心であり、だれが責任者かという御質問のように私聞いておるものですが、それにつきましては、もし鉱害認定がありまして、鉱害復旧事業団がこれをやるということに決定いたしました場合においては、や

は、復旧の事業そのものにつきましては、やはり鉱害復旧事業団がその仕事の一応の責任者になりまして、そして通産省、それから地方通産局等と連絡をとり、場合によりましては地元のハコ団体である市町村長、あるいは被害者の方々の、もしか対策本部ができるおればその被害者の対策本部もしくは団体、もしくは連盟、あるいは被害者の方々の組合といいますか、そうしたものをと連絡をとりながら、鉱害復旧事業団が復旧事務の責任者として復旧事業を推進していく、こういう考え方ぢやないかと思つております。

○佐成説明員 臨時石炭鉱害復旧法の規定にも明らかに、閉山に限界がありますが、閉山した山あるいは有資力の他すべてを含めまして、復旧基本計画の樹立策定は鉱害復旧事業団の職責でございます。

○井手委員 一言でいいのですが、復旧事業団の天日さん、そのとおりですね、一言だけでいいのです。

○天日参考人 法制上のたてまえと頼り希望の点とが、一緒にまじっている私は承っております。法制上では、復旧事業団が無権者鉱害の場合に必ず復旧するという規定には、私の記憶では法制上はなっておりません。ただし、いま政府御当局からお答えがありまして、さような場合には復旧事業団がなすべきであるべきということは法律上のべきと、あるいは使命上のべきとがあるかように考えて、その御趣旨に沿って進めなくてはならないと考えております。

○井手委員 大体それでいいのですが、ただ、法制上は復旧事業団がやらなくてもいい場合があるというふうなことがありますと、天日さんのようにもののがわかった方であればいいのだけれども、その点やはり実際と法制上とは一致させてもらいたいと思うのです。どうですか。

○佐成説明員 鉱害復旧事業団が総合的、計画的に復旧基本計画を立てる職責を持っておる、その職責を十分尽くすように、通商産業省といたしまして

○井手委員 それから次に、今まででございましたが、有権者いわゆる有資力と認められたものが、実際は賠償の能力がない場合、実はこういうものもあるのですよ。私の近所に飲業業者が三人、法人、個人を加えて三人ある。ところがその二人は無資力であるけれども、一人は有資力となると、すべてが無権者というわけにはいかないところにむずかしさがあるわけです。そういう場合に、いや、これは無権者ばかりではないから、ということが出でまいります。いわゆる無能力、能力がないと認めた場合には、これを無権者と同様に扱うべきではないか。中小炭鉱にそんなのがたくさん出てまいります。たとえば一ヵ年なら一ヵ年期限を切ってせいぜい指導をなさつても、なお賠償の能力が認められない場合、そのためにつまでも被害者に損害を与えるわけには参りませんから、法律上はなかなかむずかしい点はあっても、いわゆる納付の能力がないと認められたときはこうすると、いうふうな、何かそこにきちっとしたけじめはつけられないのか、これはたくさんのが出てくると思いますから、はつきりしておいてもらいたいと思います。

ます。これは実は新しい鉱業法の法律案におきましては新しい構想が取り入れられておりますけれども、とりあえず現行の法体系のもとにおきましては、たとえば供託金、昨年度からは積み立て金を納付させまして、少なくとも賠償所要資金の半額は鉱害賠償基金に積み立てさせておくということになります。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱業権の取り消しということがあります。それでその義務を履行しない場合には、施業案の不認可あるいは操業停止命令、あるいは最終的には鉱害賠償基金の納付義務につきましては、もちろんこなはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあせんいたしまして、納付金を止めなければ鉱害復旧ができない納付金の納付義務につきましては、もちろんこれはなるべく鉱害復旧事業団あるいは通産局も大いにあせんいたしまして、納付金を止めざるよう極力努力するのは必要でありますけれども、当面金縛りが苦しくて納められないと、いう場合に、鉱害賠償基金から融資する。この融資は、結果的には、積み立て金もござりますけれども、大部分は国が財政投融資資金から立てかけてやるという筋合いのものでござります。基本的にはそのような方向で処理しておりますが、一人はほかに仕事を

やっている。しかし、人の分まで納めきれないのか、いや、お前は有資力だからだめですよということでは、被害者がかわいそうですから、何かそこはじめはつけられぬのかと聞いているのです。

○佐成説明員　いまの点は要するに、能力がないということの認定をいかなる要件で行なうかとということになりますが、これは有資力であるのか無資力であるのかよくわからぬということで無資力扱いいたしますことは、国の補助金の適正な使い方からいかがかと思われるわけでありまして、ほんとうに納付能力がないものに限つて、無資力の扱いで國、地方公共團体で見ていくということでござりますから、やはりほんとうに納付能力がないのかどうかということは相当厳格に査定しなければならぬということは当然であるかと思います。ただ真に納付能力がないのかどうかということの認定に手間どつては、これは被害者に迷惑をかけ、國土の復旧も遅延するということでありますから、この認定はきわめて迅速に行なわなければならぬことでありまして、その機構は漸次整備しておりますけれども、認定の要件といましましては、たとえば石炭鉱業が法人の形で行なわれております場合には、鉱業権を放棄することはもちろんでありますけれども、少なくとも法人の解散手続は済ましてもらう、あるいは個人が企業主体となつております場合に、は、鉱業権の放棄はもちろんのことです。

るだけの資力しか有しないということです。  
○井手委員 その最後のおことばの個人の場合、法人の場合は簡単ですが、しかし個人の場合はなかなかむずかしいのですよ。これは生計以上の収入があるというような場合、本人がおれば破産することはいやだ、そういうような無資力の認定を受けるのはいやだ、しかし金は納められぬ、こういう場合どうするかということですよ。

○佐成説明員 先生の御設問是要するに、実態として能力があるのにいやだと言つておるのか、能力がないからいやだと言つておるのかということがあります。真に納付金を納める能力がないという場合には、生計を営むに足る資力以外ないという認定は、別に破産までは要求しておりますが、これがたとえば市町村長の証明でよろしいということにしております。大体運用上はそんなような方向でやつております。それから、ほんとうは資力があるのに納付する意思がないというふうな場合の御設問であるならば、これは臨時石炭鉱害復旧法上は、そういう場合には滞納処分の例によつて取り立てるという規定があります。こういう法令はなるべく発動しないほうがよろしいのですが、法令体系上はそのように整備されておるということございます。

そこで鉱害水道の問題ですが、これは大蔵省、通産省、厚生省にまたがっております。鉱害水道の補助率が、一般的の改良的な水道の補助率と同率であるという点、この問題は、石炭対策の委員会では非常に大きくなり取り上げられておりました。鉱害水道の補助率が、算においても何ら改善のあとが見えないのです。引き上げるべきだという強い要望をいたしてまいりましたが、三十九年度予算においても何ら改善のあとが見えないのです。引き上げるべきだという強い要望をいたしてまいりましたが、どの被害も被害については非常に困る問題ですが、水くらい切実な問題はないのです。朝晩お互いの生存に、收入ではございません、生存に必要な水がない。額定稼働率で空洞になつておる。そのためには水がどんどん落ちて、炭鉱は毎日多量の水をくみ上げておるのです。したがつて、上のほうにある木田の水がなくなる、川の水もなくなる、井戸の水もなくなる、その被害というものはほんとうに氣の毒ですよ。朝晩、バケツを持って隣部落や遠方にくみに行かなければならぬ。もしい水しなければならぬところがたくさんござります。そういう被害地に対して、稼行中の炭鉱においてはやむを得ず、炭鉱につきましては三五名あるのに、水道は二五名しかございません。厚生省は從来、大蔵省もそうですが、この水道というものは改良だ、環境衛生、環境

条件の改良であるから、条件をよくするため若干国から補助をしてやるという一般的な上本道、簡易水道の管助率と同じ考え方をもってやられた。しかし今度の石炭政策のために相次いだ閉山が行なわれ、その閉山炭鉱の管の問題也非常に問題になるわけですが、私はこの水道の補助率についてなぜ三十九年度に補助率の引き上げ認められないのか、これは鉱害については一番大きな問題です。与野党一二三の衆議院は申上げませんが、これが、私はこの水道の補助率についていた強い要望でした。また厚生大臣現地に行かれてよく見られておるし、名前はきょうは申し上げませんが、一省の関係の方が、三十九年度からは分の一の補助率になりますよといふ話をなさって、地元民が非常に喜んでも承っております。農地が五五%の家屋等が三五%の補助率である。朝晩生きしていくのに一番必要な水がかりてしまふ、その鉱害について、なぜこんなに低い補助率で済まされるのか、私はこの点について各省大臣の、責任者ははつきりしたお話をきょうは承たいと思うのです。このことは私はりではございませんよ。関係者がみんなですよ。私は大体おとなしいたちですから、ことばはやわらかに申し上げておりますが、実際はみんなほんとに怒りをもつてこの委員会に臨んでおりますよ。なぜ補助率をあれほどぞ望したのに引き上げられないのか。これは國の立場もあるでしょう。しかし法の体系には統一が必要ですよ。こ間も林法制局長官が予算委員会でも申しておりました。当然のことです。牛の体系には統一がなくちゃなりません。同じ鉱害であるならば、なぜ補助率を一方は五五%であり、三五%であ

あるけれども、水道についてはわざかに二五%なのか。一番切実な水の問題について、補助率が一番低い。なぜそれを改めようとなさらないのか。まず所管省の厚生大臣の代理である政務次官からお答え願います。

○砂原政府委員　ただいま井手先生の御質問の点は、われわれもしごくごもつともだと思います。厚生省といたしましては、ぜひ本年度から三分の二の補助率を獲得するため努力を継続してまいりました。しかしながら、はなはだ遺憾でございますが、大蔵省のほうの理解をまだ得るに至らなかつたので、現在の四分の一の補助率でとどまつておるのでございます。しかし、それは厚生省はもうあきらめたかとおしかりを受けると思うのであります。が、決してあきらめておりません。いままお大蔵省に対して、本件に関しては折衝を続けております。ただ、こうした補助率の低いために、その地域の市町村では非常に困るわけであります。そこで、補助率の残額に対しましては、全額を自治者のほうで起債を認めます。ただし、これが償還等についてまた問題が起こつてまいりますので、自治省のほうでは、その対策については、その町村の一般財政等とにらみ合わせて、これが善処をはかつていけるような方法を講じたい、現段階ではさような努力を続けている次第であります。

100



うふうなことを通じまして、もちろん通産局長があつせんいたします場合には、農業関係の学識経験者をわざらわし、あるいは農政局などと御一緒にこれを行なうということでございます。

○井手委員 そなつておりまして、部落は反収幾らであるということをきめおく必要がありはしないか、これは反収の争いが一番問題ですよ。

○佐成説明員 これはわれわれの直接の所管ではございませんけれども、こ

こ数年間非常に農業技術が進歩してお

るというふうに聞いておるわけでござ

ります。特定の地区の反収というのも、こ

も非常に進歩しておるわけでございま

す。したがいまして、いま先生のおつ

しやいましたような地区別に反収をび

しやつときめておくというやり方より

は、むしろ一般的に、先ほど中しまし

たように、鉱業法の百十二条に基づ

ます鉱害賠償の基準を定めておく、そ

うしてその基準に基づきまして、一応

当事者が交渉する、その交渉がまとま

らなかつたときには通商産業局長があつせんを行なう、そのあつせんは現

に相当数やっておるのでございまし

て、そのあつせんを行ないます場合に、農政局からも人が出でいただき、また大学の農業関係の先生にも入つてい

ただくといふうなことであつせんの解決を見ておる例は多々あるのでござ

ります。

○丹羽(雅)政府委員 先生の御指摘の、具体的な地区におきますいわば平

年の反収ということは、おそらく實際

とれた収量との差額の問題で非常にも

めらだらうと存じますことは、農林省

の経験といたしましても、供米の問題

あるいは農業共済保険、いろいろ経験

があるわけでございます。御承知のとおり、農業共済等におきましては、基

準反収といいうものを設けております。

したがいましてこの問題も、年々変更

いたしておるのであります。全国的に

画一的に部落ごとにいわゆる平年反収

をきめておく、そうして一切の紛争をやめたらどうかというふうに、画一的

にやることについていかがかと存じます

ますが、いま通産省のほうからお話を

ございましたように、具体的なケース

で農林省のほうからそういう地区的資料を出して問題の解決の促進をはかっ

たらどうかという点に因しましては、

統計調査部の資料等を十分御活用願う

し、それをまたもとにいたしまして御

相談にあづかるという形で御協力をい

たしたいといふうに考えます。

○井手委員 問題がありますが、それ

はこの程度にとどめておきます。た

だ、いま最後に、統計調査部のお話を

出ました。それを活用したいと思って

おります、あなたは災害保険とおっ

しゃいますが、そんなことを農林省が考

えたらいいへんですよ。農業災害保

険法は基準反収が非常に低いです。

これが非常に範囲を広げて、非常に困り

りであります。ただいまこれを改正すると

は、著しい被害を」云々と書いてござ

いますが、やはりこういうような運用

の速記録を一ぺん読んでおいてもらひ

たい。これは非常に範囲を広げて、非

常に困りであります。ただいまこれを改

正しても何にもならなかつたというこ

とになりますね。これは、その「鉱害

が天災その他不可抗力と競合して発

生したことその他の特別の事情によ

り」こうなつてゐる。また「民生の安

定を著しく害するおそれがあること。」

これは第二号です。第一号と第二号は

別々だという解釈でした。第一号と第

二号は別々でしよう。第一号と第二号

改正を行なったけれども、ほんと

たします。応急工事は、せつかく法律

が実行されおりません。非常にめん

どうな規定になつております。「及び」

それから応急工事で最近困つた問題

がありますから、この機会にお伺いい

たします。応急工事は、せつかく法律

が実行されおりません。非常にめん

どうな規定になつております。

○丹羽(雅)政府委員 その点はどうでありますから、この機会にお伺いい

たします。応急工事は、せつかく法律

が実行されおりません。非常にめん

どうな規定になつております。

○佐成説明員 この法律改正によりま

して、暫定応急工事の制度が設けられ

た。これは非常に切迫した危急の状態

が発生したという場合、その鉱害認定



て御返事いたしますということであれば、きょうはこの程度で下がっておきます。どうですか。鉛書、石炭対策についてはは与党も野党もないのです。円満に今までやつてきた。そういうかげんなことを私は申し上げておるのじゃない。関連があるようですから、私は一応ここで——いまの場合、どうですか。

○編織政府委員 先ほど、来年度の予算につきまして国会における与野党を通じての御要望が満たされてない、法律の改正をしなかつたということにつきましては、一応大蔵省としての立場を申し上げた次第でございます。御承知のように石炭鉱害復旧に対しまするあれといたしましては、一応上水道につきましては国が二五名の補助をいたしております。その残りは義務者が負担するということになり、それが負担できない場合には、これを国と市町村とで分担してやることで、そうした問題につきましてはいろいろと大蔵省といたしましては努力を続けてまいりましたことは、一応御了承願いたいと思います。それでございますが、いますぐやる分とは申されませんが、ある程度の問題につきましては努力を続けてまいりましたので、にわかに必ずこの国会においてこれを修正するという言明は、私といたしましてはできないのでございま

す。しかし、皆さま方の非常に強い要望につきましては、さらに検討をすることは必要であろう、こういうふうに考えております。

るわけですね。補助率が、さいぜん井手さんの御質問にもありましたとおり二割五分ですね。炭鉱が無資力になると、国が二割五分負担をして鉱業権者が七割五分負担をしておったのが、その鉱業権者負担分の七割五分が二つにわかれるわけです。三七・五を市町村が持つことになりますね。そして半分の三七・五が二割五分に加わって、六一・五を国が持つことになる。したがって、無資力の場合には国が六一・五、市町村が三七・五、こうなるわけです。これは無資力ならばそういう形になつて、水道ができる可能性が非常に強くなつてくるわけです。ところがたまたまその炭鉱が生きておる、有資力である、あるいは有資力と無資力の中間であるというようななどちつかずの場合には、この水道ができないのです。なぜできないかといふと、四分の一を国が見てくれて、あとは全部炭鉱が見なければならぬのですから、自治体がその炭鉱のかわりに全部見てやるなんということはとてもできないわけです。そこで水道はほつばらかしになるわけです。こういうことになってくるわけです。そこでこの閉山地域における水道の問題というのは、どうしても一般の公共事業の補助率を上げてくれといふ問題とは別個の問題として解決しなければならないというのが、もう井手さんや多賀谷さんやわれわれがここにくつわを並べて、与党の皆さんとともに政府に迫つておるところなんです。ところがこの命にかかる水の問題を、とどめいまはだめですといって逃げようとしたって逃げられぬということです。そこでこれは、ひとつあなた方がうまく

切り抜ける方法が考えられる。それはどういう方法かといふと、無資力でちろうと有資力であらうと、鉱害の水道は全部六一・五見ます。こういう形にしてもらつたらいいのです。鉱害水道は六一・五見ます。そうすると、その場合にこれは、炭鉱が有資力の場合三七・五だけを市町村が炭鉱から無理やりでも取ることになる。もちろん炭鉱が昔のように景気がよかつたら、こんなやばなことは言わぬです。しかしいまは、閉山するような炭鉱は、水道をほっぽり出すような炭鉱は、そんなものに出す金はないですよ。そういう実態ですから、したがつて、閉山鉱といつても鉱害がない水道もあるかもしれません。通産局がしてくれたらいのです。いう水道については六一・五見る、無資力を拡大するわけですよ。そのとき鉱害があったかどうかといふと、鉱害があつたところは、通産局がしてくればいいのです。ここまでわれわれはある程度おりていいのですよ。だから大野伴陸さんじゃないですかけれども、足して二で割つたところ、あなたのほうもひとつあるところは見ます。その場合に自治体が見るのは。それから先は、炭鉱から取り上げるかどうかといふと、これまでくらはおりてもらう。鉱害のあるところは見ます。その場合に自治体がこれを議会にはかつて、自分で負担するようになります。それとも炭鉱から取り上げるようになります。これは炭鉱の実情を一番よく知つておる自治体がこれを議会にはかつて、自分で負担するがこれであります。だから綾瀬さん、どうですか、六一・五に鉱害の水道だけはすることとはここで言わない、どうですか、簡単な話ですよ。

○綱織政府委員 滝井 委員のお  
しゃつたように、実は閉山した場合の  
無資力の問題につきましては、國と地  
方自治体で設ける、そらして地方自治  
團に対する特別交付税その他の措  
をいたしておりますことは御承知のとおり  
でございますが、いま最後におつし  
いました、無資力と有資力をこつち  
にして、鉱害を受けた水道だけ別に、  
それだけを無資力のものと同じ扱いを  
するということは、滝井先生のお話の  
とおりとすると、ちょっとそれは筋が  
通らぬじゃないかという感じがするの  
ですが、その辺の問題については、私  
も不勉強で申しわけありませんが、事  
務當局が来ておりますから、その辺の  
いきさつについて事務當局から御答  
させます。

りこれは筋が通らないのではないか、

○滝井委員 そう言うとかどが立つのであります。まず閉山炭鉱の水道は、

逆にいようと、それが鉱害であろうとか  
かろうと四分の一の補助なんですよ。鉱  
有資力無資力じゃないんですよ。鉱  
であるうとなからうと、四分の一の補助の  
援助なんです。そうなつておるんですよ。  
よ。そこで、それでは範囲が広くなるだ  
ろうから、そこで鉱害だけのものにして  
いては六一・五ですよ、こういうことです。  
です。これは有資力、無資力と言わない  
のです。鉱害だけはもう六一・五です。  
これらは非常に範囲が狭くなるの  
です。しかもこれは水の問題だから、  
有資力であろうと無資力であろうと、  
どうしてもこれはつくらなければなら  
ぬものなんです。つくらなければどう  
いうことになるかといふと、やみ水道  
になる。やみ水道で、赤痢でも流行し  
てごらんなさい。これはもう一挙に保  
健所から自治体がやかましく言われ  
る。だからこういう事人命に関する問  
題、水は命につながる問題なんだか  
ら、それを無資力有資力ということで  
分けずに、有資力でも無資力でも、と  
にかく鉱害があつたという水道は、そ  
れが炭住に行つておろうとどこに行つ  
ておろうと、これはひとつ高率補助を  
いたしましょ、六一・五の補助にし  
てください、こういう形なんです。そ  
れでばく大な金が、一国の予算編成の  
根本をゆるがすような大きな金が要る  
わけじやないのです。これはもうこ  
こ一、二年すれば、大休閉山も四十三  
年で終わっちゃう。もう三十八年度で  
山は越えたんですから。ことし以降は  
あと始末で、わざかな水道があるだけ

二を見たって、たいていしてこれは予算の範囲外で、編成の根本をゆるがすほどのものじゃない。命のかてである水を供給するということは順調にくいかぬかの問題ですかから、そこそこだわる必要はないと思う。これを一般の公共事業にまで拡大しようというなら、これはたいへんだけれども、公共事業と言つておるんじゃない。鉱害のあった本道だけは三分の一にしてください、こういうことなんですね。だから、鉱害があるからうかの認定は通産局がしてくれる。それは通産局が公平にやつたらいいんだから、それを無資力とか有資力とか言いません。六一・五に鉱害水道をしたら、今度は無資力は九割にせよなくしてけちなことは申しません。六一・五でけつこうです。こういふきわめて謙虚な、つましやかな、ささやかなが、頗る嬉しいなんです。これは鉱害課長は首を縱に振りよるから、おそらく賛成なんでしょう。きょうはどうも大蔵省の船後さんにも来ておいてもらわぬと困るのでけれども、隣にくぎづけになつてゐるものだから……。これはどうでしようか。昔から測量の情というのがあるでしょ。測量の情をひとつ出して答弁してください。

ばならない、こういうことになります。そうしますと、有資力と無資力どうもこちやこちやにしてしまってどう感じになるわけでございます。  
○滝井委員 ちょっと私勘違いしてしまったが、そうしますと、水道については有資力無資力ということを言ないというわけだ。とにかく鉱害のところは全部六一・五%にしてください。それで閉山炭鉱の部分、これ鉱害があればいいわけだ。閉山炭鉱の部分でもすいぶん鉱害があるわけでござります。しかし炭鉱はなかなか認めずにつれて閉山炭鉱のものでない、こう言っておるわけですよ。あつても鉱害とはしていないんですよ。だから鉱害といふことになれば、今度は非常に慎重に検討してもらっていければいいですから、鉱害鉱の水道、鉱害のある水道については六二・五%にしてください、そしてこれは有資力無資力は言いません、こういう形です。

鉱害に出るようになつてから経過  
皆さんが御承知ないから、いまされ  
おるような答弁をなさつておるわけ  
んです。これは率直に言うと、最初  
害の補助金が出たのは、道路から  
た。なぜ道路から出たかというと、本  
道路というのは維持管理を当然若干一  
及び都道府県はしなければならない  
にかかわらず、鉱業権者のみにまか  
ておる、鉱害の上における公共事業  
いうのは、当時は国及び地方公共団体  
は出さないで維持管理をしておつた  
こういう問題は第一非常に矛盾して  
るじゃないかというので出た。これい  
当時石炭が統制であったという問題と  
らも起つてきただ。その次にブルネ  
金をとるというので、各炭鉱からト  
当たり越らというのでブルネ資金をと  
り、昭和二十五年からは、要するに鉱  
時鉱害に対する特別鉱害というのが出  
た、それから臨鉱法というのができ  
んですがね。率直に言うと、厚生省な  
んといふのは鉱害を知らなかつたんで  
すよ。ですから、当時一番率の高いの  
は農地です。農地の復旧が問題だとい  
うので、農地が一番高い。農地は鉱業権  
者が三五%に六五%が國と都道府県。  
なげ農地が六五になり水道が二五にな  
るか、これは根拠はないんですよ。  
かし当時の背景というのは、農地は必  
ず復旧しなければならぬという政治  
的、社会的な問題があつた、ですから  
これは六五になつた。鉱業権者は、右  
資力ですよ、三五になつた。それから  
一般的の公共事業においては大本四〇%

ら、みずから水道を引いておつたの  
すよ。ですから二五%であろうと幾  
であるうと、ほとんど事例がないん  
ですよ。ですから、厚生省の声もきわめて  
低い。鋸害に特別に補助金をくれる事  
んという声を、水道について全然聞  
ない。そういう、まあ一年に一件ある  
か二年に一件あるかわからないときの  
二五%です、この二五%というのは、  
だれが考へても農地の場合は六五%，  
水道の場合は二五%，下水道は三分の  
一、その他の公共事業は四〇%、そな  
から家屋の地盤等の復旧は五〇%など  
という、こういう比率が出てくるのは  
あまり騒がれなかつた。ところが、今  
日の情勢はがらつと違うんですよ。い  
ま水が一番問題ですから、有資力の團  
合でも賠償義務者がほとんど水道の施  
設ができるないということですから、賠  
償義務者は三五にして、国及び都道府  
県が、あるいはどうなるかわからませ  
んが、要するに有資力の場合でも六  
五、農地と同じように上げても理論的  
におかしくないですよ。あなた方は過  
去にこだわるけれども、これがどうい  
う基準でなつたのかといつたら答弁で  
きぬでしょ。当時の社会情勢がそな  
いう情勢になつておつた。ですから、  
これに固執する必要はないのですよ。  
水の問題が重要であれば、当然水の率  
を上げればいい。これは大蔵次官、當  
然考えてつづけてよっぽど、三

から滝井先生がおっしゃつておりま  
す、閉山炭鉱の水道の中で鉱害の分だ  
けを六一・五%でやれというのは、今

しましてひとつ事務当局と十分検討いたしまして善処したい、こう考えます。

が国、それから六〇%が鉱業権者とい  
うことになった。そのときに水道とか  
いう問題はあまり問題なかつたんです

一番大きな問題は水でしょう。それは農地も家屋も問題でしょけれども、水も水道の補助が少なくてできないなら、補助率を上げていく必要がある。ほかの率は国及び都道府県は六五なんですから。だからそういう社会情勢に応じた補助率の改定をしていただかなといと、從来二五%だった、二年か三年で一回しかなかった当時と情勢が違うのですよ。ひとつ御答弁願いたい。

○綱領政府委員 いま先生の御意見の

ようによると、鉱山の水道は、大部分は鉱山に

使用されている方々の住宅に対してい

たしているような状態であり、またこの二五%というのをきめた当時は、ま

だ鉱山も非常に景気のいいときである

というようなこともあつたかと思いま

す。しかし一面には、これに対しまし

て地方自治團体はもとめんどうを見

てなかつたのですが、鉱害に対して地

方自治團体が処置をいたし、起債に対

しましては元利補給の形でやつておる

わけでございます。そういう方法をやつておりますので……

○多賀谷委員 無資力じゃない、有資

力の場合ですかね。有資力の場合はゼロじゃないですか。やつてない。

○綱領政府委員 有資力は、お話をよ

うに、実際資力があつても全然できな

いというような問題もおそらくあるだ

らうということは、想像にかたくない

わけでございます。そういうことでござ

ります。それをどうぞさらにお検討をいたして善処したい、こう考えておる次第でござります。

○井手委員 どうもあなたのお話をよ

ると、基本的にはなつてしまりますが、

農地の場合は六五%、それから家屋等

は五〇%、公施設は四〇%ですね。

一番切実な水道が二五%、それじゃ、私は

はいまから立法論からやりましょう。

同じ鉱害であつて、なぜそんなに比率が違うのか、それからひとつ承って

おきましょう。先刻も申し上げたように、法は統一しなければなりません。

法の体系というものは一貫しなくては

なりません。社会的背景その他のについて

いません。多賀谷さんからお話をあつたところ

り。そこまでおっしゃるなら、私はひ

とつ基本的にお伺いしましょう。立法

論からいきましょう。

○田辺説明員 現在の鉱害復旧工事に

対します國の補助率は、この前も御説

明したかと思いますが、それぞれ違つ

ております。違つておりますのは、それぞ

れのものとなる、といいますか、農

地、農業用施設、あるいは上水道、あ

るいは下水道、あるいは道路とか学校

その他の公共施設というようなものに

つきましての、鉱害とは一應離れまし

て、それに対する改良ないし復旧の工

事に対します國の補助率、この一般的

な補助率を鉱害復旧の場合にも援用い

たしております。したがつて、鉱害とい

が、それが全部一率でなくちやならない

が、それだけ見ると一つではございま

すが、そういうやうに直していただきたいと思います。

○井手委員 厚生省にお伺いいたしま

して改良と申しましたが、建設と申し

ますか、そういうやうに直していただいた

だときだと思います。

○井手委員 厚生省にお伺いいたしま

して改良と申しましたが、建設と申し

ますか、そういうやうに直していただいた

その炭鉱の水道の布設が炭鉱でできな  
い場合に国が補助金を出す。一方にお  
いては六五%，水道に対しても二五%  
しか出さない根拠を私は聞いておるの  
ですよ。私はあなたの方にしにくく答弁  
をここで無理やりにさせようとは思わ  
ぬのです。

委員長、一時過ぎましたので、来週までに、よく研究して、政府としてはつきりした態度がとれるようにしていただきたいと思います。ここですぐということもなかなか困難です。それは私のほうも雅量を持っております。そんなに五分か十分くらいでやいのやいのと私は言いません。だから、政府として、これだけの要望に対してもうお考えになつておるのか、それを私は求めたいと思うのです。

○中村委員長 天日、佐藤兩参考人は、御多用中にもかかわらず、長時間にわたり御出席くださいまして、まことにありがとうございました。

次会は来たる三月二十五日水曜日午前十時から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会